

おむつ類の洗濯受託業務に関する業務代行业務実施要領

(目的)

- 第1条 おむつ類洗濯の受託業務に関し、受託業者が天災地変、人災、倒産等のためその業務が遂行できなくなった場合、社会公共に与える影響の重大性に鑑み、一般社団法人日本ダイアパー事業振興会(以下、「振興会」という。)は、会員組織を挙げてその受託業務に係る業務の代行(以下、「業務代行」という。)の実施体制を確立することにより、介護施設や病院等への安定的な供給ラインを確保し、もって、利用者福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、会員は、業務代行の迅速かつ効果的な実施に協力するものとする。
 - 3 この業務代行业務の組織運営に必要な経費は、前2項の目的を達成するために必要な経費として、会員等が負担する費用(以下、「会費」という。)をもって充てる。

(おむつ類の定義)

- 第2条 おむつ類とは、おむつ、おむつカバー等その他おむつに附帯関連の洗濯を必要とする諸物品をいう。

(業務代行の調整事務等)

- 第3条 振興会は業務代行を円滑かつ機動的に実施するため、各ブロックの支部長をして、業務代行の調整事務を行うものとする。
- 2 支部長は、前項の調整事務を円滑かつ確実に行うため、予めブロック内の事情を把握するなど業務代行の実施体制の構築に努めるものとする。
 - 3 業務代行が他のブロックに及ぶ場合は、振興会がその調整を行うものとする。
 - 4 全国を次の8ブロックに区分する。
 - (1) 北海道ブロック…北海道
 - (2) 東北ブロック…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 - (3) 関東甲信越ブロック…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県
 - (4) 東海北陸ブロック…富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 - (5) 近畿ブロック…福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - (6) 中国ブロック…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 - (7) 四国ブロック…徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 - (8) 九州ブロック…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(業務代行引受け上の留意事項)

- 第4条 振興会が業務代行を引受けの際には、必要最小限度の事項を除き、不当な義務付け等強制しないものとする。

(業務代行の開始)

第5条 業務代行の開始時期は、天災地変、人災、倒産その他の事情により、受託業務の継続ができなくなったことを確認したときとする。

2 会員は、第1項の事情により、受託業務の継続ができなくなった場合は、速やかにその旨を支部長に報告し、支部長は直ちに他の会員と協議し、業務代行の実施者を指定するとともに、その旨を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、支部長の報告により、必要に応じた支援措置をとるものとする。

(業務代行の範囲)

第6条 振興会が業務代行を行う範囲は次のとおりとする。

- (1) おむつ類の洗濯
- (2) おむつ類の提供
- (3) 前項に伴う搬入及び引取業務

(業務代行実施の基本)

第7条 支部長(理事長を含む。以下、「業務代行立会人」という。)は、業務代行の調整にあたっては、迅速、かつ信義誠実をもってこれにあたるものとする。

2 業務代行の実施内容は、特別な事情下にあることを十分斟酌し、関係者間において誠心誠意協議し、決定するものとする。

(業務代行実施期間中の料金の支払い)

第8条 業務代行実施期間中の料金の支払については、委託者(おむつ類の供給を受けている契約者をいう。)は、業務代行立会人と協議のうえ業務代行実施者等に支払うものとする。

(業務代行依頼の申込等)

第9条 この業務代行业務実施要領に定める業務代行を依頼する会員等は、業務代行依頼申請書(別紙様式1)に業務代行実施依頼先病院等施設名簿(別紙様式2)を添付して各ブロックの支部長に申し込むものとする。

2 前項により提出のあった書類は支部長が所定の審査のうえこれを処理し、理事長に正本一部を送付するものとする。

(業務代行の承諾)

第10条 振興会の業務代行の承諾は、おむつ類洗濯業務代行引受承諾書(別紙様式3)を交付することによりこれを行うものとする。

(業務代行実施依頼先病院等施設名簿)

第11条 支部長は、業務代行の諸手続を行ったときは、依頼者毎の業務代行実施依頼先病院等施設名簿を備付け保管するものとする。

(会費の納入)

第12条 振興会の業務代行を依頼する者は、第1条第3項に規定する会費を次により、支部長に納入しなければならない。

- (1) 業務代行対象期間は1年とし、1病院又は施設等につき、500円を乗じて得た金額とする。
 - (2) 業務代行対象期間の基準日は10月1日とし、中途の依頼による前号による1年未満の端数月数は、1年として計算する。
 - (3) 会費の取扱いは、支部長において預金通帳を区分し正確に記帳する等適正な経理処理をするものとする。
- 2 会費は、本要領に基づいて行う業務代行业務実施のための体制整備等に必要とする諸費用又はその他必要となる災害復旧支援費用等以外に使用してはならない。

(報告)

第13条 支部長は、業務代行を実施した場合は、業務代行実施状況報告書(別紙様式4)により、速やかに理事長に報告するものとする。

(業務代行依頼の更新手続き)

第14条 既に受けている業務代行依頼の更新の手続きは、第12条(会費の納入)の例に準じて処理するものとする。

付則

- 1 この要領の一部変更は、平成23年6月17日より施行する。
- 2 変更前のおむつ類の洗濯契約の業務代行保証制度実施要領(以下、「旧実施要領」という。)第14条第3項により、振興会の特別会計に特定資産として積立保管してきた資産については、当分の間、従前の例により引き続き特別会計をもって管理するものとする。
- 3 旧実施要領に基づき保証した業務代行については、本実施要領を適用する。

業務代行実施依頼申請書

年 月 日

一般社団法人 日本ダイアパー事業振興会
理事長 殿

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

おむつ類の洗濯及び提供等の業務につき、天災地変、人災等の事情により、業務の継続ができなくなった場合において、貴振興会の業務代行制度を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

依頼施設名 別添 「業務代行実施依頼先施設名簿」記載のとおり

有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

申請件数 件

別紙 様式2

おむつ類業務代行実施依頼先病院等施設名簿一覧表

有効期間 自 年 月 日～至 年 月 日 申請会員名：_____

都道府県名		区分	施設名	所在地	種類	支引受番号
					合計	件

(注)

- (1) 区分欄 医療法、老人保健法による医療機関等「病」、老人福祉法による施設「老」、児童福祉法による施設「児」、その他「他」のように略号で記入する。
- (2) 所在地欄 取引先の所在地は、必ず所番地まで正確に記入のこと。
- (3) 種類欄 同一施設で行っている契約内容を大人用のみ（略号「大」）、小人用のみ（略号「小」）、両方（略号「両」）、その他（略号「他」）で明記すること。

おむつ類業務代行引受承諾書

一般社団法人 日本ダイアパー事業振興会
理 事 長

当振興会は、「別紙」に記載の法人と.....の間に締結したおむつ類の業務委託契約・賃貸借契約に係る業務代行の実施について、次により引受けることを承諾します。

年 月 日

記

- 1 有効期間 自 年 月 日～ 至 年 月 日とする。
- 2 業務代行の開始
天災知変、人災、倒産その他の事情により、業務の継続が出来なくなったことを確認したとき。
- 3 業務代行の範囲
(1) おむつ類の洗濯
(2) おむつ類の提供
(3) 前項に伴う搬入及び引取業務
- 4 業務代行実施期間中の料金の支払
業務代行立会人の立会のもと、委託者は業務代行実施者等に支払うものとする。

